

検査内容変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度診療報酬改定に伴い病原性大腸菌に関する検査についての算定解釈が一部変更となりました。これに伴い、弊社では改正内容に準拠した検査運用に変更させていただきますのでご案内申し上げます。

大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

対象項目

● 病原性大腸菌関連検査

項目コード	項目名称	実施料	総合検査のご案内
58	消化器培養同定	180	P. 92
1965	大腸菌ペロトキシン検査	194	—
1963	大腸菌血清型別	175	—

※大腸菌血清型別(175点)を算定する場合、細菌培養同定検査(180点)を別途に算定することはできません。

変更期日

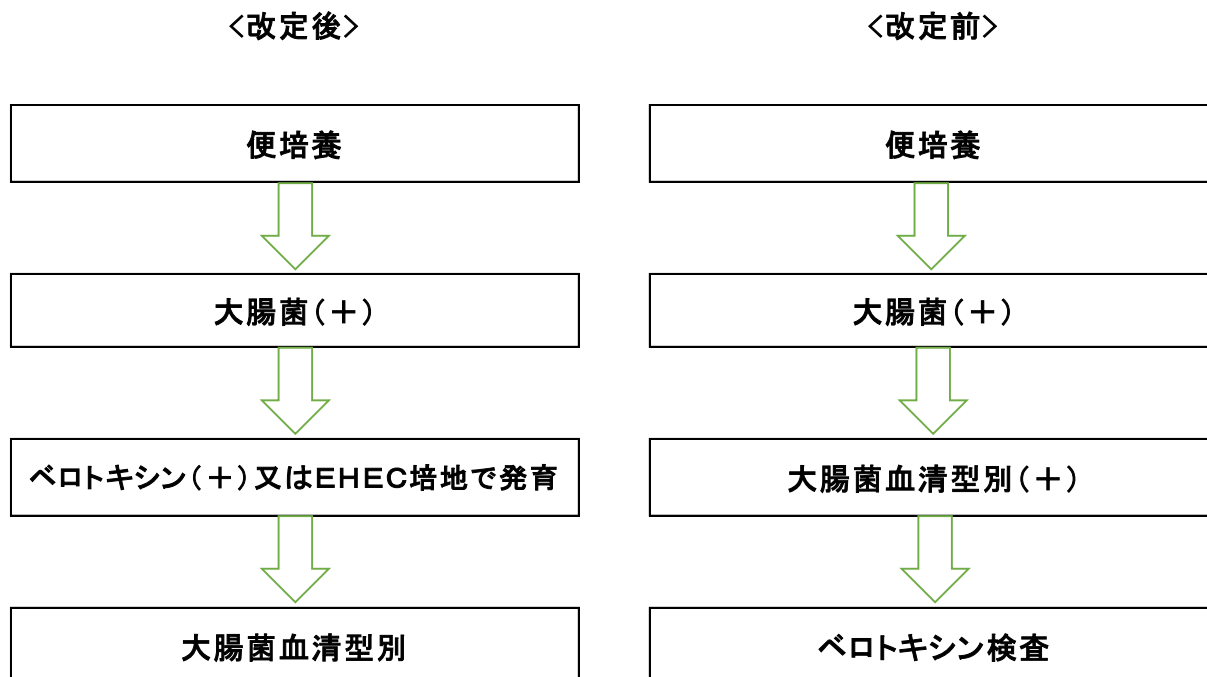
● 令和2年10月1日(木)受付分より

算定解釈変更内容と検査運用は裏面をご覧ください。

● 算定解釈変更内容

改正後(変更後)	現行(変更前)
D012 感染症免疫学的検査 (33)大腸菌血清型別は、細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、及び大腸菌ペロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行なった場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。 D023-2 その他の微生物学的検査 (3)大腸菌ペロトキシン定性は、細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、病原性大腸菌が疑われる患者に対して行なった場合に算定する。	D012 感染症免疫学的検査 (32)大腸菌血清型別は、細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行なった場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合において細菌培養同定検査の費用は別に算定できない。 D023-2 その他の微生物学的検査 (3)大腸菌ペロトキシン定性は、大腸菌の抗原定性の結果より病原性大腸菌が疑われる患者に対して行なった場合に算定する。

● 検査運用



- ・病原性大腸菌を対象とする消化器培養同定検査はペロトキシン検査を優先で実施いたします。
 便培養同定検査で大腸菌が認められた場合、ペロトキシン検査を実施いたします。
 便培養同定検査で大腸菌が確認できない場合は、ペロトキシン検査は実施いたしません。
- ・ペロトキシン検査で毒素が確認された場合、大腸菌血清型別検査を実施いたします。